独立役員届出書

1. 基本情報

| 会社名 | | コード | 4894 | | | | | | |
|----------------------------------|--|-----------------------------------|---------|--|---------|-----|--|--|--|
| 提出日 | | 2024/6/10 | 異動(予定)日 | | 2024/6, | /26 | | | |
| 独立役員届出 提出理由 | | 定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため。 | | | | | | | |
| ☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | | | | | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 番号 氏名 | 社外取締役/ | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の 同意 | | | |
|----|---------|--------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-----------|------|----|---|
| 田力 | 社外監査役 | 加工区员 | а | b | С | d | е | f | g | h | i | j | k | - 1 | 該当なし | 大利门在 | 同意 | |
| 1 | 鮫島 正 | 社外取締役 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | | 有 |
| 2 | 吉田 憲一郎 | 社外取締役 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 新任 | 有 |
| 3 | 芦田 典裕 | 社外監査役 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 新任 | 有 |
| 4 | 山本 光太郎 | 社外監査役 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | | 有 |
| 5 | 阿部 慎史 | 社外監査役 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | | 有 |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| ÷ | <u>低立仅具の属は、医は连由の説明</u> | |
|----|------------------------|---|
| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
| 1 | | 飲島正氏には、同氏が医療・製薬業界における製品開発に係る実務専門家として、特に第三者との共同研究開発について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たされていることから、これらの経験と実績を踏まえて、引き続き当社の経営を監督していただけるものと期待し、社外取締役に就任いただいております。なお、同氏との間では、過去にアドバイザリー業務を委託しておりますが、その報酬の額は年額500万円未満であり、意思決定に対して影響を与えような取引関係には当たらないため、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。 |
| 2 | | 吉田憲一郎氏には、同氏が金融業界及び投資業界に長年にわたって従事しており、また上場会社を含む複数の投資会社の役員を歴任されていることから、これらの豊富な経験と高い見識・専門性をもとに、経営、財務の専門家として当社の経営を監督していただけるものと財待し、社外取締役に就任いただいております。なお、同氏との間では、過去にアドバイザリー業務を委託しておりますが、その報酬の額は年額500万円未満であり、意思決定に対して影響を与えるような取引関係には当たらないため、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。 |
| 3 | | 芦田典裕氏には、同氏が金融業界及び投資業界に長年にわたって従事しており、また大手製薬企業グループにおいて長年経営に関与したほか、製薬ベンチャー企業における財務責任者としての経験と実績を有しておられることから、これらの分野における財務責任者としての経験と実績を有しておられることから、これらの分野における豊富な経験と高い見識・専門性、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験をもとに当社の経営を監督していただけるものと期待し、社外監査役に就任いただいております。また、同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。 |
| 4 | | 山本光太郎氏には、同氏が日本及び米国の弁護士資格、更に日本の弁理士資格を取得しており、長年にわたって企業法務及び知的財産分野に従事されていることから、これらの法律及び知的財産に関する高度な知識と豊富な経験をもとに、引き続き当社の経営を監督していただけるものと判断し、社外監査役に就任いただいております。また、同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。 |
| 5 | | 阿部慎史氏には、同氏が公認会計士及び税理士として長年にわたり企業の会計監査に 従事されていることから、これらの財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験をも とに、引き続き当社の経営を監督していただけるものと判断し、社外監査役に就任い ただいております。また、同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、一般株主との利 益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立 役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独 立役員の指定理由となります。 |

補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。※2 役員の属性についてのチェック項目a. 上場会社又はその子会社の業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
 ※4 a~ lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
 ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。